

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は「モジュール創薬」により、安心して身内のがん患者に勧められる治療法を提供する。」というミッションの下、株主をはじめ、顧客、取引先、従業員、地域社会等の全てのステークホルダーの利益を重視した経営を行うことが当社の使命であると考えています。そのためには、当社事業が安定的かつ持続的な発展を果たすことが不可欠であり、このような発展の基盤となる経営の健全性、透明性及び効率性が確保された体制の整備を進めることをコーポレート・ガバナンスの取組みに関する基本方針としています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

基本原則をすべて実施しています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新

10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
江島 清	775,000	20.64
京大ベンチャーNVCC1号投資事業有限責任組合	770,000	20.51
(株)ヤクルト本社	437,500	11.65
三菱UFJキャピタル3号投資事業有限責任組合	225,000	5.99
イノベーション・エンジン三号投資事業有限責任組合	192,500	5.13
ニッセイ・キャピタル6号投資事業有限責任組合	150,000	3.99
三洋化成工業(株)	150,000	3.99
ニッセイ・キャピタル4号投資事業有限責任組合	125,000	3.33
ディーアイティー・パートナーズ(株)	125,000	3.33
みずほ成長支援投資事業有限責任組合	100,000	2.66

支配株主(親会社を除く)の有無 更新

——

親会社の有無 更新

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 更新

東京 マザーズ

決算期 更新

3月

業種 更新

医薬品

直前事業年度末における(連結)従業員数 更新

100人未満

直前事業年度における(連結)売上高 更新	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数 更新	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	更新8名
定款上の取締役の任期	更新1年
取締役会の議長	更新社長
取締役の人数	更新7名
社外取締役の選任状況	更新選任している
社外取締役の人数	更新4名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	更新4名

会社との関係(1)	更新
-----------	----

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
板東 良彦	他の会社の出身者											
篠原 健	弁護士											
岸井 幸生	公認会計士											
小南 欽一郎	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)	更新
-----------	----

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
板東 良彦	○	――	製薬企業での豊富な知識とマネジメント経験、公共施設運営の経験をもとに、当社の企業活動に有益な助言や意見を得ることを期待して選任しています。
篠原 健	○	――	弁護士としての豊富な経験と実績をもとに、業務執行を行う経営陣に対して独立した客観的視点から当社の経営に対する助言や意見を得ることを期待して選任しています。

岸井 幸生	○	_____	公認会計士及び税理士としての豊富な経験と実績をもとに、業務執行を行う経営陣に対して独立した客観的視点から当社の経営に対する助言や意見を得ることを期待して選任しています。
小南 欽一郎	○	_____	バイオ分野における国内外での研究経験に加え、バイオベンチャー企業への投資業務等で培った専門的知識と経験から、当社の経営に対する助言や意見を得ることを期待して選任しています。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無 更新	なし
--	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無 更新	設置している
定款上の監査役の数 更新	4 名
監査役の数 更新	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査役は「取締役会」へ出席し、必要に応じて意見を述べるほか、重要な決裁書類の閲覧等を通じて、取締役の職務執行を監査しています。監査役会は、監査役3名(うち社外監査役2名)で構成され、原則として月1回の定例監査役会を開催するほか、必要に応じて臨時監査役会を開催し、監査計画の策定、監査実施状況、監査結果等の検討等、監査役相互の情報共有を図っています。また、監査役は、内部監査人及び会計監査人と随時会合を開催して情報共有を行い、相互に連携を図っています。

社外監査役の選任状況 更新	選任している
社外監査役の数 更新	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
藤倉 昭敏	他の会社の出身者													
木村 正弥	他の会社の出身者													
山本 昇平	他の会社の出身者													

- 会社との関係についての選択項目
本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 - j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 - m その他

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
藤倉 昭敏	○	——	銀行での豊富な経験と知識や公的機関での運営経験に基づき、業務執行を行う経営陣に独立した立場で、客観的視点から当社の監査を担って戴くために選任しています。
木村 正弥		当社の社内監査役です。	大手製薬企業に長年勤務され、バイオベンチャー企業の会長職、取締役を歴任され、当社が遭遇する諸問題への適格な意見を戴き、代表監査役を担って戴くために選任しています。
山本 昇平	○	——	外資系製薬会社における戦略企画部門の経験があり、現在携わっている企業経営に係る知見も加え、当社の企業活動に有益な助言や意見を戴くために選任しています。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新

6 名

その他独立役員に関する事項

当社では社外取締役、または社外監査役を選任するための独立性に関する基準、又は方針について特段の定めはありませんが、その選任に際しましては経歴や当社との関係を踏まえると共に、一般株主との利益相反が生じることのないよう、証券取引所の独立性に関する判断基準等を参考に、独立役員の資格を満たす社外役員6名全てを指定しています。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況 更新

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明 更新

当該制度は、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、株主総会の承認を受け、社内取締役、社外取締役、社内監査役、社外監査役及び従業員に対して新株予約権の発行と付与を行っています。

ストックオプションの付与対象者 更新

社内取締役、社外取締役、社内監査役、社外監査役、従業員

該当項目に関する補足説明 更新

付与対象者の業績向上に対する意欲や士気を高め、また優秀な人材を確保する観点から、ストックオプション制度を採用しています。平成26年2月23日、社内取締役、社内監査役、従業員の5名に対して、150,000株を授与しています。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 更新

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無 更新

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員の報酬限度額は、平成28年6月25日開催の株主総会決議において、取締役報酬限度額は年間総額10,000万円以内、監査役報酬限度額は年間総額1,500万円以内と決議しました。なお、取締役個々の報酬は取締役会よりの委任に基づき、代表取締役社長が決定しており、監査役個々の報酬は監査役会の協議によって定めています。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】更新

取締役会の開催に際しては、社外取締役並びに監査役へ資料を事前に配布し、議題の検討や情報収集に十分な時間を費やせるように努めています。

社外監査役は、意思疎通を十分に図って連携し、内部監査人からの各種報告を受け、監査役会での十分な議論を踏まえて監査を行っています。また、当社は、監査役からその職務を補助すべき使用人を置くことを要請された場合には、遅滞なく対応する体制を整備しています。

なお、社外監査役、内部監査人、会計監査人の三者は、必要に応じて協議を行い、連携して企業経営の健全性と透明性の確保に努めています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)更新

当社は取締役会及び監査役会設置会社であります。当社の経営上の意思決定、執行及び監督に関する機関は、以下の通りです(最終頁のコーポレート・ガバナンス体制の模式図をご参照下さい)。

また、当社は業務の適正性を確保するための体制として、内部統制システムの基本方針について、平成28年3月の取締役会にて決議しました(「内部統制システム等に関する事項、1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況」の体制整備「a～h」をご参照下さい)。

■ 取締役会

取締役会は、経営上の重要な事項に関する意思決定機関及び取締役の職務執行の監督機関として機能しており、取締役7名(うち社外取締役4名)で構成されています。取締役会は、原則として月1回の定時取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、迅速な経営上の意思決定を行える体制としています。取締役会は、法令・定款に定められた事項のほか、経営に関する重要事項を決定するとともに各取締役の業務執行の状況を監督しています。

■ 監査役及び監査役会

監査役は、取締役会へ出席し、必要に応じて意見を述べるほか、重要な決裁書類の閲覧等を通じて、取締役の職務執行を監査しています。監査役会は監査役3名(うち社外監査役2名)で構成されており、原則として月1回の定例監査役会を開催するほか、必要に応じて臨時監査役会を開催し、監査計画の策定、監査実施状況、監査結果等の検討等、監査役相互の情報共有を図っています。また、監査役は、内部監査人及び会計監査人と随時会合を開催して情報共有を行い、相互に連携を図っています。

■ 内部監査及び監査役監査の状況

当社は内部監査担当者(1名)が内部監査人を担い、業務の活動と制度を公正に評価・指摘・指導する内部監査を実施しており、監査結果を代表取締役社長及び監査役に報告するとともに、改善指示とその後の状況について調査することにより、内部監査の実効性を確保しています。

監査役監査は、監査役3名にて実施しており、取締役会に出席し、また、定期的に代表取締役との意見交換及び内部監査人との情報交換を実施するとともに、必要に応じて随時取締役から報告を受け、取締役の職務執行を不足なく監視できる体制を確保しています。

■ 会計監査の状況

当社は三優監査法人と監査契約を締結し、会社法及び金融商品取引法に準ずる会計監査を受けております。なお、同監査法人は業務執行社員について当社の会計監査に一定期間を超えて関与することのないよう措置をとっています。また、同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社の間には特別の利害関係はありません。

■ 社外取締役及び社外監査役との関係

当社では社外取締役4名、及び社外監査役2名を選任しています。

当社では社外取締役、または社外監査役を選任するための独立性に関する基準、又は方針について特段の定めはありませんが、その選任に際しましては経歴や当社との関係を踏まえると共に、一般株主との利益相反が生じることのないよう、証券取引所の独立性に関する判断基準等を参考にしています。

■ 社外監査役による監督・監査と内部監査・監査役監査・会計監査との相互連携

社外監査役は、内部監査人からの各種報告を受け、監査役会での十分な議論を踏まえて監査を行っています。また、当社は、監査役からその職務を補助すべき使用人を置くことを要請された場合には、遅滞なく対応する体制を整備しています。なお、社外監査役、内部監査人、会計監査人の三者は、必要に応じて協議を行い、連携して企業経営の健全性と透明性の確保に努めています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由更新

当社は「監査役会設置会社」を採用しておりますが、取締役会においては社内取締役の3名に対して、社外取締役を4名選任していることから、当社の経営に関して客観的かつ公平な意思決定がなされています。また、社外取締役4名全員を独立役員に指定しており、取締役会を中心に当社のコーポレート・ガバナンス体制の強化を図っています。

当社は現状のコーポレート・ガバナンス体制により、「内部統制システム等に関する事項、1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況」においてお示した内部統制を「内部統制システムの基本方針」のa～hの体制を確立させることにより、実現させるように努めています。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社は、株主の皆様にご提案を十分にご検討いただけるよう、株主総会の2週間以上前に招集通知を発送するように努めています。
集中日を回避した株主総会の設定	多くの株主の皆様にご出席いただけるように、株主総会の集中日を避けると共に、休日の開催にも配慮しています。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権行使ができるようにしています。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取組み	機関投資家数の増加と議決権行使の状況を鑑みながら、検討していきます。
招集通知(要約)の英文での提供	今後、検討すべき事項と考えています。
その他	株主が議案について主体的に権利を行使することは、株式会社制度の根幹をなすものであり、発行会社として株主の議決権行使の環境づくりに積極的に取り組まなければならないとの認識の下に、以下の施策に取り組んでいます。 ・株主総会の開催場所として、多くの株主が出席しやすい場所(ホテル等)を確保すること。 ・株主総会を有意義なものとするため、総会終了後、役員との懇談会を開催する等、株主とのコミュニケーションの場を設けること。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者 自身に よる説 明の有 無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社「適時開示規程」の情報開示に関する基本方針に基づき、情報収集プロセスや公表プロセスを明文化すると共に、情報取扱責任者を任命してその職務と責任を明確にして、公表に関する手続きを適切に運用しています。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	年に1回、開催しています。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	本決算、中間決算(第2四半期)開示後、説明会を開催しています。また、経営に重大な影響を及ぼすと判断される事象が発生した場合にも、説明会を開催しています。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	今後の海外投資家数の増加に応じて、検討していきます。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算情報、その他開示資料について、ホームページ上に掲載しています。	
IRに関する部署(担当者)の設置	管理管掌に設置し、財務管理担当者と管理管掌取締役を担当責任者に任命しています。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社のミッションを実現するための行動規範を定め、すべてのステークホルダーからの信頼される企業、企業人を目指し、企業倫理の確立と徹底に努めています。
環境保全活動、CSR活動等の実施	製薬企業としての環境保全活動、また事業を通じたCSR活動を実施していく予定です。

ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	情報開示規程に従い、株主、従業員をはじめすべてのステークホルダーに対して、ホームページ上で公平且つ適切な情報開示に努めています。
その他	当社では多様性を重んじる職場環境を目指し、女性社員の活用と管理職への登用と共に、地域社会に貢献する人材活用を行っています。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社では、業務の適正性を確保するための体制として、以下のaからhの事項について、平成28年3月の取締役会にて決議いたしました。また、内部統制の基本方針に基づいて、業務を適切かつ効率的に執行するため社内諸規程を制定し、職務権限及び業務分掌を明確に定めることにより、内部統制が適切に機能する体制を整備しています。

- a. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- c. 損失の危険への管理に関する体制
- d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- e. 監査役が職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- f. 監査役が職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項
- g. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- h. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、「反社会的勢力排除に関する規程」において、反社会的勢力に対して、毅然とした態度で対応し、いかなる名目の利益供与もおこなわず、反社会的勢力との係わりを一切もたないようにすることを規定しています。

■ 反社会的勢力排除に向けた整備状況

(a) 社内規定の整備状況

「反社会的勢力排除に関する規程」を定め、全役職員が本規程を遵守し、反社会的勢力の排除に取り組んでいます。

(b) 対応統括部署及び不当要求防止責任者

反社会的勢力への対応に関する最高責任者を代表取締役社長、反社会的勢力への対応統括部署を管理管掌、不当要求防止責任者を取締役管理管掌と定めており、反社会的勢力による不当要求が発生した場合、所轄警察署などの外部専門機関との連携等が図れるような体制を整備しています。

(c) 反社会的勢力排除の対応方法

(1) 株主・取引先・役職員について

全ての株主、取引先、役職員に対してインターネット検索及び日経テレコン21等により反社会的勢力の該当有無に関する記事検索を実施し、必要に応じて信用情報機関等に調査を依頼しております。また、新規取引先との契約締結時には、契約書や取引約款に反社会的勢力の排除に関する条項を記載することとしています。

(2) 既取引先等について

既取引先については、原則として年1回、インターネット検索及び日経テレコンによる記事検索を実施し、必要に応じて信用情報機関等に調査を依頼しています。

(3) 既取引先等が反社会的勢力であると判明した場合や疑いが生じた場合

既取引先等が反社会的勢力であると判明した場合や疑いが生じた場合には、速やかに不当要求防止責任者へ報告し、取引関係等を解消いたします。

(d) 外部の専門家との連携状況

上記の取り組みによって、反社会的勢力と思われる者がいる場合は、警察、弁護士、暴力団追放運動推進センター等の外部専門機関に速やかに相談する方針としています。

(e) 反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況

当社では、対応統括部署に反社会的勢力に関する情報を集約し、情報の収集・管理を一元化しています。

その他

1.買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	更新	なし
-------------	---------------	----

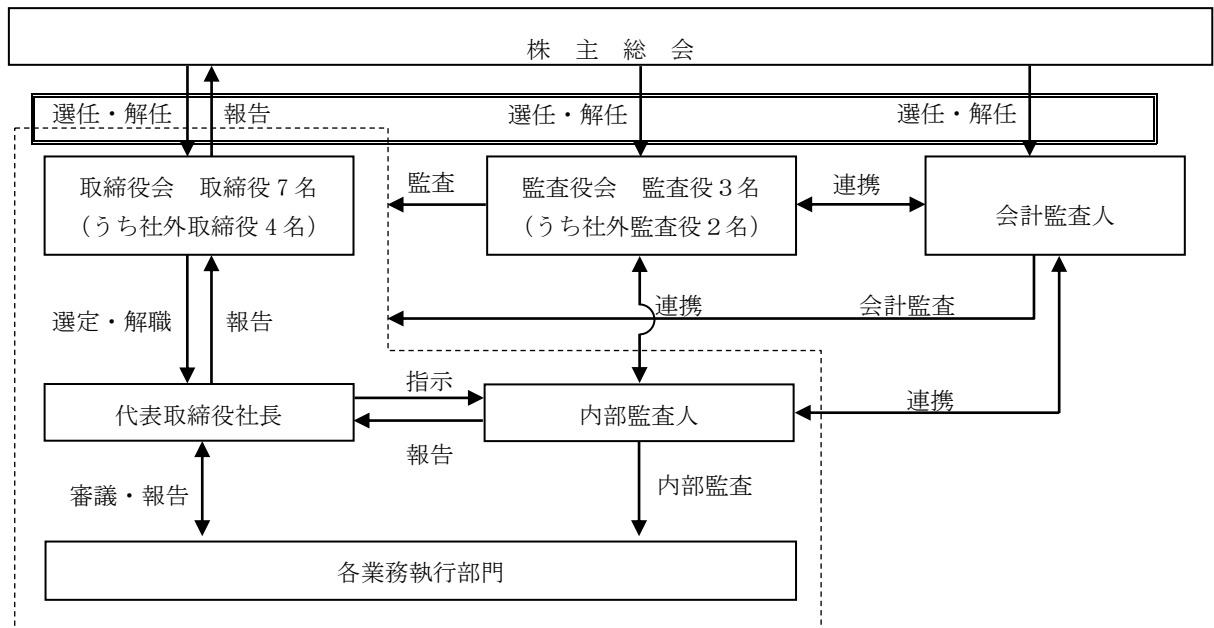
該当項目に関する補足説明

2.その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

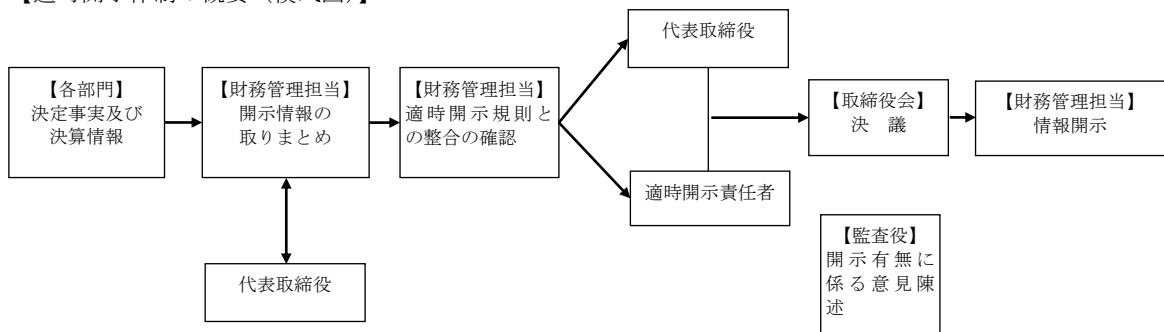
コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE

【模式図】



【適時開示体制の概要（模式図）】



【発生事実に関する開示体制の概要（模式図）】

